

平成29年第4回大町町議会（定例会）会議録（第2号）						
招集年月日	平成29年9月4日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	平成29年9月6日	午前9時30分	議長	永尾光次	
	散会	平成29年9月6日	午前11時20分	議長	永尾光次	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	永尾光次	○	6	内野強美	○
	2	藤瀬都子	○	7	山下時三	○
	3	諸石重信	○	8	松崎直文	○
	4	早田康成	○	9	原田謹吾	○
	5	中山雄次郎	○	10	中山初代	○
会議録署名議員	9番	原田謹吾	10番	中山初代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	古賀久美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	会計管理者	成富貞伸		
	教育長	船木幸博	総務課長	坂井清英		
	総務課参事	藤瀬善徳	企画政策課長	井原正博		
	生活環境課長	古賀壯	町民課長	西森明広		
	子育て・健康課長	山崎ひとみ	福祉課長	岩瀬重義		
	農林建設課長	森光昭	教育委員会事務局長	小木誠		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽平成29年9月6日

## 日程第1 一般質問

1. 災害時における避難対策について (諸石重信議員)
2. 水川町政について (中山雄次郎議員)
3. 教員の業務負担軽減へ (中山雄次郎議員)
4. 土砂災害危険箇所について (内野強美議員)
5. 町内区長土木及び道路要望箇所について (内野強美議員)
6. 住民の移籍及び手数料新規導入について (内野強美議員)

---

午前9時30分 開議

## ○議長（永尾光次君）

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、平成29年第4回大町町議会定例会2日目は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 日程第1 一般質問

## ○議長（永尾光次君）

日程第1. これより一般質問を行います。

一般質問は通告書により順次質問を許可します。

3番諸石議員。

## ○3番（諸石重信君）

おはようございます。3番諸石です。今回は災害時における避難対策について質問をさせていただきます。

近年、地球環境の変化に伴い発生していると思われる大規模な自然災害が世界各地で起こっております。ここ日本におきましても、私がここで改めて言うまでもなく、各地で大規

模な災害が発生し、それによる被害、そして犠牲者が出ており、これらは本町からそう遠くない地域においても起こっております。

やみくもに町民の不安をあおるような発言は控えなければいけません。災害は、いつ何どき起こるやも知れず、本町としても決して無関心ではなく、対岸の火事とは考えられない状況になりつつあるのではないかと考えております。

最近の例を見ますと、地震や地殻の変動、積乱雲の長期停滞が原因での長雨による局地的な災害及び被害が多発しているように思えます。また、特にこれら自然災害は、人為的要因によって引き起こされる災害に比べ、未然に防ぐことが極めて困難であると言えます。

そういった際に重要となりますのが、災害時の住民避難対策です。いかに迅速に、かつ安全に住民避難活動を行うかがキーポイントとなります。それには日ごろよりの準備、十分な対策が必要であり、本町としては町民の身体、生命を守るという観点から、これらの対策については最も力を入れるべき政策課題の一つと言っても過言ではないのではないのでしょうか。

それには、日ごろよりこれらの災害に関して考え得る限りの想定と、でき得る限りの対策を講じることが必要です。

そこで質問ですが、まず1点目として、本町はさまざまな災害に備えての危険箇所の把握、また、災害時の状況に対応した避難誘導にかかわるハザードマップを作成しておられるのかをお尋ねいたします。

また、住民避難を要する災害が発生した場合には、町民は混乱し、パニック状態になるおそれもあります。加えて、本町は高齢者の多い土地柄でもあるため、なかなか自力での避難行動が困難な方々や、特にその高齢者の比率が高い地区も多いのではないかと思います。

そこで、本町には町行政、広域消防、地域消防団、そして各地区、あるいは、現在31地区ある中で13地区が結成されておられる自主防災組織といった各防災組織があるわけではありますが、災害避難時にこれらの組織が面々にばらばらに動くよりも、連携をもって避難誘導等に当たるほうがより効果的であると思います。

そして、これら各組織の連携行動は、瞬時にはできることではなく、合同での訓練、情報の共有など日ごろよりの備えが必要であると考えます。

質問の2点目といたしましては、これら各防災組織の連携体制は日ごろよりとられているのかをお尋ねいたします。

さらにもう一点、避難を要する災害は夜間に起こり得ることも予想されます。その際に道

路照明灯などのインフラの整備はなされているのかをお尋ねいたします。

まずは、この3点についてお答えをいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（永尾光次君）**

水川町長。

**○町長（水川一哉君）**

災害時の避難対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、ハザードマップについてでございますが、平成21年4月に洪水と土砂災害を網羅したハザードマップを作成し、同年6月に町内全世帯へ配布を行っております。

しかし、配布してから8年以上がたっております。昨年5月に水防法改正に基づき、国においては六角川水系に係る浸水想定区域の見直しが完了しており、県でも土砂災害特別警戒区域の指定に向けた調査が行われておりますので、指定決定後、速やかに浸水害や土砂災害等の各種情報を網羅した新たなハザードマップを作成し、全戸配布をして周知徹底していきたいと考えております。

次に、災害発生時の町や組織、地域等の連携についてでございますが、町や警察、消防機関等の行政の果たす役割、連携、すなわち公助は当然重要なことではありますが、何よりもかなめとなるのが共助の側面を有している消防団や自主防災組織、そして地域住民の協力や援助活動を初めとする地域の力であります。

現在、大町町では自主防災組織は、御存じのとおり13地区で結成をされております。まだ結成されていない未整備地区への働きかけを行っております。また、結成された自主防災組織が訓練を行う場合でも、消防団が参加する地区と参加しないで独自に行われている地区もあります。消防団、自主防災組織、どちらも地域の実情を一番把握されておりますので、それぞれの組織が連携し、それぞれの役割を果たせる体制づくり、研修とか説明会の開催、そして新たな組織結成に向けて積極的な働きかけをしていきたいと考えております。

日ごろから災害に備えたり、事前にルートを確認したり、災害のおそれがあるときはみずから避難をする自分の命は自分で守るという自助に加え、共助、公助がうまく連動し、一体となってこそ被害を最小限にとどめることができると考えております。

1995年の阪神・淡路大震災で生き埋めになり助かった多くの方々のアンケートでは、およその数字で申しわけございませんが、自力で助かった方が35%、家族や隣人に助けられた方

が60%、救助隊など公的機関に助けられた方はわずか2%という結果が出ております。いかに自助、共助が大切かということを示す数値だと思えます。

また、インフラ整備につきましては、指定避難所の標識設置工事は完了したところでございますが、避難誘導灯の整備は、平成24年に商店街が街灯を老朽化のため撤去された後、防犯上、防災上望ましくないということで、平成26年度にがんばる地域交付金を充て、誘導灯を既に設置したところでございます。

そのほかの箇所につきましては、道路照明灯や区からの要望が出されている防犯灯の設置をもって進めております。今後も各種補助金を活用しながら、効果的に改善をしていきたいと考えております。

**○議長（永尾光次君）**

3番諸石議員。

**○3番（諸石重信君）**

お答えをいただきました。

3点について質問したわけなんですけれども、まず、ハザードマップですが、つくりかえる、21年ですね、これは私も以前のもを見させていただいておまして、その以前にも見しております。今現在、ホームページのほうだけなんですか、大町町指定緊急避難所及び指定避難所一覧というふうにちょっと新しいですね、（資料を示す）こういうのもつくっておられます。

しかし、やはりこれでは十分ではないのかなと私も思いますので、これはもちろん大町町独自で考えなきゃいけないことだと思います。加えて、県等の調査、そういったものも加味してつくられるものだと思います。このハザードマップに関して、それに関する独自の調査研究、それは今現在どのくらい行われているのか、お答えいただけたらと思います。

**○議長（永尾光次君）**

水川町長。

**○町長（水川一哉君）**

大町町の危険箇所、地すべりとか土砂災害のおそれがある箇所等については、後もって議員の御質問にもお答えさせていただきたいというふうに思いますけれども、大町町については非常に危ないと思われる箇所については、ほぼ県のほうで実施をされております。ただ、それが老朽化とか、そしてまた十分でない部分もありますので、その辺のところを町として

把握をして、そして再調査も含めて県のほうに要望していきたいというふうに思っております。

そしてまた、我々が考えている危険な箇所については、独自にまたピックアップをして、それをハザードマップにも載せていきたいと。それを町民の皆さんが自分たちがどの場所に住んでいるということを自分で自覚をして自助に役立てていただきたいというふうに思っております。

**○議長（永尾光次君）**

諸石議員。

**○3番（諸石重信君）**

これは現地に住む人間が一番御存じのように、その危険とか状況がわかりますので、ぜひとも県の情報、それをもとにしまして、町自体の考えを一番ベースに置いて作成していただきたいと考えております。

それと加えまして、前回21年に各戸配布されましたハザードマップ、なかなか町民の方々に浸透していないのではないかと、私個人のあれですけど、そういう思いがありますので、その認識、そういうことにも力を入れてやっていただきたいと考えております。

次に、これも関連することなんですけれども、先ほど申しました各団体の連携体制といったこと、そういうことにも含まれますが、災害時に関する町民の方々のニーズ、災害避難時に関するニーズは把握しておられるのかなと。例えば、区や自主防災組織などのアンケート調査などで、町民の方は、いろんな各地で災害が起こっております、実際テレビ等でもよく見ます。そういったときに、やはり自分のところはどうなんだろうと不安になられる。そういったときに、ちょっと行政にこういうことをお願いしたいけれども、こういうことが気にかかっているけれどもというのがあると思います。そういうアンケート調査は行われたのか、把握されているのか含めて、お尋ねいたします。

**○議長（永尾光次君）**

水川町長。

**○町長（水川一哉君）**

アンケート調査はしておりません。ただ、一番気がかりなのが交通弱者といいましょうか、いざというときに、大町町で何かある災害が起こりそうなときとか、町民の方々の不安解消ということで避難所を設置しますけれども、そのときになかなか来づらい、交通の便もあり

ましようし、足の不自由な方等もいらっしゃいますので、その方たちのために、大町観光タクシーと協定を結んで、町が避難所を設置した場合にはタクシーを呼んでいただいてタクシーで来ていただくと、その費用は町が持つというようなことを昨年実施させていただいたところであります。

そのほかには、いろいろな町民の方の要望等には応えていきたいと思っております。そういう意味で、今言われるアンケートというのが非常に重要になるのかなと思っておりますので、その辺のところは検討させていただきたいというふうに思います。

#### ○議長（永尾光次君）

諸石議員。

#### ○3番（諸石重信君）

私もそう思いまして、これを質問させていただきました。やはり現地に住まれる大町町民ということで、町民の方々の災害時に対する思いと、どういうことをやってほしいのかと、そういうのはなかなか、そうですね、行政の方は一生懸命考えておられると思いますが、それだけでは不十分な部分もあるのではないかと。これは私も先ほど申しました地域防災組織に対して、県がアンケート調査を行っているというのをちょっと聞いたことがあります。その中には、地域消防団との連携はできているのかとか、そういったことが書かれているのではないかなと。そういったことを町自体で、町民お一人お一人というのはなかなか難しいことですので、区だったり、地域防災組織、そういうところを対象にして、区の意見をまとめていただいて把握するのは大切なこと、そしてまた政策に反映すると、そういったことが大切じゃないかなと思います。

1項目の質問に対して、これは個人、地区を出していいのか、先ほど町長もおっしゃられましたけれども、御自分たちで声かけをして、消防団とも連携をとって避難活動を年に2回とかやっておられる地区も現にあります。しかし、絶対的に少ない。ですので、これは行政の方々が働きかけをされて、また、そういう体制をとられてやっていただければなと思っております。

そしてもう一つ、最後に誘導灯ですね。こちら私、質問したときに、夜間のということを加えさせていただきました。夜間というのは暗いです。先日、大阪市でも大規模といいますか、ある程度長時間の停電がございました。そういったときに誘導灯、これは電源が切れれば、電気が遮断されればつかなくなってしまうと、なかなか避難するとき困難なのではない

かと思えます。これは予算等いろんなことを考えなければいけませんけれども、これは質問ではなくて、ぜひともそこら辺を、全部ではなくて一部でもですね、そうやって停電したときに自家発電というか、そういったことができるような、そういう対策も考えていただければと思っております。

それでは、2項目めといたしまして、それでは次に、これらの災害に関してはさまざまなケースが考えられ、また、その災害の度合い、判断によって行政は避難準備情報、避難勧告、避難指示、また避難命令等を発令される場合もございますが、本町としてはどの程度までの被害及び対策を想定しておられるのか。また、町が指定している避難所の設備や備品は、災害避難時に十分な対応ができるように整っているのか、この2点についてお尋ねいたします。お答えをよろしくお願いいたします。

**○議長（永尾光次君）**

水川町長。

**○町長（水川一哉君）**

町では、気象情報で警報等が発令された場合、即座に担当の職員が登庁をして、災害情報連絡室を設置しております。そして、情報の収集に当たるということで、そういう災害対応をしておるところでございます。

何らかの被害のおそれがある場合、あるいはパトロールの必要がある場合は適宜、職員を招集しまして、警報解除までの間、警戒態勢を整えております。

災害は、いつどこで、どのような規模で発生するか予測はつきません。地震、台風、大雨、それから土砂災害、私たちが考えも及ばない想定外のことにも常識に捉われず対処していかなければならないというふうに思っております。

ただ、町民の皆様との共通認識として、基本的にはハザードマップを念頭に置いて、日ごろからの備えをしておくことが重要だと思っております。今後も町民の皆様への周知、広報に努めていきたいと思っております。

また、避難所の設備、備品につきましては、災害の規模によりますけれども、東日本大震災を教訓に、県と市町が連携をして、人的な応援を含め、備品、物資などを支援する佐賀県・市町災害時相互応援協定を締結しており、相互に人的、物的支援はできる体制にあります。これも想定外のことに対する対応ということで、そういう体制を整えているところでございます。



なお、町単独では、佐賀県L Pガス協会武雄支部と災害時におけるL Pガス等供給協力に関する協定や、先ほど申し上げました災害時または自主避難所を開設した場合、避難所まで自力で避難できない方の緊急避難輸送手段として、大町観光タクシーと災害発生時におけるタクシー車両等による緊急輸送に関する協定書などを締結しているところでございます。

○議長（永尾光次君）

諸石議員。

○3番（諸石重信君）

先ほど御回答いただきまして、災害時、判断によって——判断といいますか、その前に連絡室をつくって、そこでさまざまな判断、検討をして、各部署に回し対策を練る、そういう体制をとっておられるということですので、私もこの部分に関しては安心——安心というわけではないですけども、備えを考えておられるといったことを思います。

そして、先ほどの避難所の設備、備品等はなかなか、町独自で常時いろんなことをやっておくのは、その施設等はほかの目的にも使いますし、それがメインですし、難しいと。そうすると、県とかそういうところとしっかり連携体制をとって、そういう物資なり、そういうものを供給していただく、それで賄うといった、そういう体制をとっておられるということですので、これに関しても私は取り組んでおられると思いますので、確認をさせていただきました。

災害避難時のことについて質問をさせていただいたわけですが、先ほど回答いただきましたように、まだまだ確立されていないところもある、十分でないところもある。それはどんな災害が起こるかわかりませんが、申しましたように、でき得る限りの対策をとるといったところで皆さんに頑張ってくださいと考えております。

これは本当に、このテーマを出させていただいたのは、皆様方、本当常日ごろ考えておられるでしょうけれども、もう一歩進んで真剣に、町民の方も巻き込んで、こういうときにどうなるかと、起こってしまうと本当に惨事になる、あんまり言うわけにいかないですが、そういう結果にならないように最小限に被害等を食いとどめるような、そういう対策を真剣に我々も考えてとっていかなければならないなと思っておりますので、今回こういう質問を出させていただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（永尾光次君）

これで諸石議員の質問を終わります。

5番中山雄次郎議員。

**○5番（中山雄次郎君）**

おはようございます。5番、公明党の中山雄次郎でございます。

ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、これより一般質問を行わせていただきます。

質問に入ります前に、さきの九州北部豪雨にてお亡くなりになられた方に心からお悔やみ申し上げます。また、被災をされた方にお見舞いを申し上げたいと思います。

復興にはまだまだ時間がかかり、先の見えない御苦勞がどれほどのものか心が痛む次第でございます。

さて、一般質問においても、先ほどの諸石議員のほか、複数名の議員が防災について質問に立たれる予定でありますので、私は今回、水川町政及び大町ひじり学園の2点について質問いたしたいと思っております。

まず、水川町政についてであります。

町長は就任より任期も2年を切ってまいりました。この間、精力的にみずからが身を切り汗をかく町政運営を実践されておられることに対し、敬服いたしております。私もいろいろな事業を展開され、そのたびごとに是々非々にて対応させていただいているわけです。

今回は、その中でも水川町政の一丁目一番地であると言っても過言ではない、「対話こそ町政の原点！」をモットーに掲げられており、以下の項目について質問いたします。

まず、町民の皆さんの暮らしに関する悩み、相談に対応する暮らし相談室、毎週火曜日の夜の町長対話室、直接地域に出向く出張対話室を新設設置されたわけですが、利用件数はどうなっておりますか。また、その結果についてどのような評価、対応を考えておられるのかの答弁をお願いいたします。

**○議長（永尾光次君）**

水川町長。

**○町長（水川一哉君）**

中山雄次郎議員の御質問にお答えをいたします。

私が町長に就任させていただいて2年4カ月が経過をしましたがけれども、「対話こそ町政の原点！」をモットーに、町民の声が届く笑顔あふれる元気なまちづくりを目指し、選挙公

報でお示しをした5項目について、できることから1つずつ取り組んできたところでございます。

その中で、まずはみずから身を切ることから初め、さらに汗をかく町政運営として外交や情報収集のための意見交換などによる対外政策とともに、地域に出向く出張対話室や毎週火曜日の町長対話室では、直接町民の皆さんのお話をお伺いし、町政運営の参考にさせていただいております。

また、町民提案箱や暮らし相談室も常設をし、町民の皆さんの御意見や相談、暮らしに関する悩み事にも、行政ができる範囲ではありますけれども、必要なときは現場にも出向き、よりスピーディーな対応による解決を目指しているところでございます。

議員お尋ねの利用件数でございますが、平成28年度で出張対話室が8件、町長対話室が29件、暮らし相談室39件となっており、また平成29年度は、現在まで出張対話室はありませんが、町長対話室が12件、暮らし相談室が94件となっており、電話での対応数は多数に上っております。最近では、暮らし相談室への相談が急増してきており、町民の皆さんにも浸透し、認知されてきたのかなと大変うれしく思っております。

**○議長（永尾光次君）**

中山雄次郎議員。

**○5番（中山雄次郎君）**

まずは、利用件数の件からですけれども、ただふえていくばかりがいいというわけではなくて、その内容であったりとか振り分けであったりとか、例えば、今言われました暮らし相談室が39件から94件になったということに対しては、相談しやすい雰囲気があるのかとも思われますが、それと同時に、役場に入ってあそこの部屋の関係もあるのでしょうか、そこにスクリーンだけでも置くことはできないのかとか、そういったふうなことを考えております。

以前、美郷のほうというか、福祉のほうでの相談を受けに行くときに、何もつい立てもなく、やはり自分の妻の車椅子のことについてよくわからんやっただけ聞きに行ったときに、前の者までみんな聞きよらしたごとしてなかなか言いにくかったとか、そういったことがあって、すぐ福祉課長のほうに言いましたところ、つい立てをというか、スクリーンにて対応していただいた経過もありますけれども、その94件にふえたということに対しては、やはりそれだけの意義があったということは思いますけれども、内容によっては、ちょっとここ

ではというふうなことがあった場合、どのように対処されているのか。また、今までは私の気苦勞なのか、何かエピソードでもありましたら、またよろしく願いいたします。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

暮らし相談室のほうは非常に盛況というか、いろいろな個人的な悩み事等もあるようではございますけれども、相談に来られた方で話しにくいということは聞いておりません。内容によっては、職員のほうが適宜、個室のほうに案内をしますので、ほぼ今のところ私の耳にはそういう話は来ておりません。

そしてもう一つ、スクリーンをした場合、これは私の個人的な考えですけれども、安心感があって、声がちょっと高くなるわけですね。上があいている。これは昔、町でも部屋を区切って上があいていたとき、そういう対応をしたときもあつたんですけれども、そういうときについつい安心感とともに声も高くなるということで、丸聞こえという状況でもありました。そういうことで、あそこにスクリーンを立てるというのは、ちょっと私としては適していないのかなというふうに思っておりますので、内容を聞いて、その都度個室に案内するというような対応をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

そのスクリーンの件とかは、またそういったふうにやはり理由づけがあるというか、そういった中でのことですので、よくわかりました。

そこで、町長自身は今、2年4カ月たっていて、そしてこういった形での盛況であるとかいう云々等じゃなくて、やはり町長は対話こそ町政の原点だということでおっしゃっておられますけれども、今後も継続していく意向なのか、今もちょっとありましたけれども、相談内容については担当部署で対応するなどの柔軟性を考えておられるのか、そういった何か私見がありましたらよろしく願いします。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

そうですね。今、私がやっている出張対話室とか町長対話室、それから暮らし相談室については、今後も引き続き町民の皆さんの声が届く身近な役場、そして対話の場として継続をさせていただきたいと思っております。

今後は、これを各種団体との交流とか懇談の場にも波及をさせていけたらなというふうに思っております。

**○議長（永尾光次君）**

中山雄次郎議員。

**○5番（中山雄次郎君）**

ありがとうございました。できましたら、うちの大町町ではどこまでできるのかわかりませんが、これが1つの企業誘致ではありませんけれども、大町町内にも零細企業というか、そういったところがありますので、そういった中での企業の相談であったりとかいうふうなこともフランクにできるようなことが、これを続けてもらってしてもらえればというふうに考えております。

それともう一つ、ずっと今までの水川町政になってからのことを見ておりますが、ややもすれば町長の思いと——ちょっと厳しいことを言わせてもらいますが、町長の思いと職員が同一方向を向いているのか疑問に感じるときもあるんですよ。というのは、こういうふうに夜の町長対話室、出張対話室等でこれを、しかし、職員の皆さんに押しつけることはできないかと思えます。時間的な勤務時間という形もあるのかと思えますけれども、ホームページにも書いてありますように、町民が中心の、町民に寄り添う町政、輪の町政を目指し、職員とともに粉骨砕身していきたいということを書かれておられます。ホームページ上にあるのはすばらしいメッセージだと思いますけれども、何か今申しましたとおり、町長の思いと全職員が同一方向に向いてこそ大きな波動になってくるのではないかと思いますけれども、町長はそういったふうにお考えになられたことはないのか。また、もしくはそういったことも考えるときがあるならば、今後どのようにお考えなのか、ここは通告書に入れておりませんでしたので、あれなんですけれども、お答えすることができましたらよろしく願います。

**○議長（永尾光次君）**

水川町長。

**○町長（水川一哉君）**

やはり我々政治家と職員という立場のギャップというか、違いはあるかとは思いますが。ただ、今職員はできることを一生懸命頑張っていると思いますので、私がそういうことを感じたときには、またその職員とも話をしながら、町民のほうを向いて、いつも言っているのは、町長は雇われ役員、それで株主は町民ですよと、だから町民のために働いてくださいというのは、何か事あるごとには話をしております。そういう中で、少しずつ浸透していくのではないかというふうに思いますので、また今後もそういうことも含めて職員とともに町民の皆さんのために、町のために頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

ありがとうございます。なかなか言いにくいこともおっしゃってもらって。

最後にですが、町民の声を町政に反映させる対話型行政の推進をどのように今後持っておられるのかというのがありましたら、具体的に答弁をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

私に対話というのを、町民の皆さんの意見を知っておきたいというのがあって、この町長対話室等も設置をしたところでございますけれども、実際、町民の皆さんも対話室に来られたときには、本当に真剣にお話をさせていただきますし、私も真剣にお聞きしながら、そして参考にさせていただいている部分も多々あります。教育のこと、子育てのこと、商工農のこといろいろな意見を届けていただきまして、実際、それを町政に反映させたというのも多々ありますので、ぜひ皆さんの本当に真剣な御意見を聞かせていただいて、私たちも真摯にそれに対応していきたいというふうに思います。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

どうもありがとうございました。

続きまして、2点目の教員の業務負担軽減に関する質問に移ります。

大町ひじり学園は町民の誇りであり、教育はその町を豊かにする第一歩と、私自身考えております。

昨年の町制施行80周年記念式典におきましても、山口知事は基調講演の中で教育の大切さを話されておりました。全国における佐賀県、佐賀県における大町町の発展は教育そのものと考えておりますという講演の中身を聞いて、非常に敬服した次第であります。

そしてまた、現在、大町ひじり学園は他県からの視察も多く、年々学力も向上しているとの報告を聞き、うれしく思っている次第です。

ただ、私が危惧しているのは、学園生の傍らに寄り添うべき先生方が疲弊されているのではと危惧し、質問する次第です。

まず、IT授業化に伴う教員の負担はどのようなのでしょうか。インターネット等で見ますと、IT化により業務の改善がなされたとかいうふうなことも盛んにインターネット上では躍っておりまして。しかし、電子黒板やタブレット導入に戸惑いを感じておられる教職員は皆無なののでしょうか。

それと、今回私が一番ここで危惧していることなんですけれども、部活動における顧問の先生方の負担はどうか、また、職員のほうから不満は出ていないのかを答弁お願いいたします。

**○議長（永尾光次君）**

船木教育長。

**○教育長（船木幸博君）**

議員御指摘のとおり、教職員の多忙化については全国的に深刻さを増しているものと認識しておりまして、大町ひじり学園でも大きな課題と捉えております。

まず、ICT（情報通信技術）を利活用した授業については、電子黒板、デジタル教科書の活用によって、教員の授業準備の負担は軽減されたものと分析しております。これまで自作で先生たちが準備していた教材等は、デジタル化された資料の活用によりその必要はなくなっております。また、機器の進化により、難しい操作スキルを必要としなくなっており、教職員の電子黒板操作の負担は余りないと考えております。無理なく学力向上につながっていることと評価しています。

次に、部活動指導については、大町ひじり学園では特に中学部教員の多忙化の大きな要因になっております。これについては、教職員のほうから少子化に伴って学校の規模に対する

適正な部活動数というものの検討の要望が上がっております。早速、教職員と教育委員会事務局で今後の部活動運営のあり方に関する勉強会を立ち上げました。議論を今スタートしたところです。地域の部活動外部指導者、それから小学部教員の活用、社会体育への移行、部活動休養日、練習時間制限の設定など、あらゆる視点から今後も勉強会で検討していきたいと思っております。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

ただいま教育長のほうから答弁いただきましたが、ICT授業化に伴う職員の負担というのは、そのようにタブレット導入というか、その中でもそういうふうなシステムが入ってくるとなってくると、私も以前教壇に立った経験がありましたけれども、前日の紙ペーパーで授業案をつくっていくというのは大変な作業でしたので、それが軽減されたということであつたら、私のほうがちょっとそこは間違えたのかなと思いますが、1つここで簡単に、はい、いいえだけでよかですけれども、今どきの先生方は皆さんそうなんでしょうけど、なかなかんとわからんばいというごたっ先生は皆無なんでしょう、実際。済みません、もう一言だけでよろしいですから。

○議長（永尾光次君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

大町ひじり学園全ての先生がデジタル教科書、電子黒板を操作可能でございます。あくまで道具ですので、それを全て使うという必要はないと思っておりますが、使える状況にあります。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

部活動について質問を続けさせていただきます。

そもそも部活動というのは、生徒にとっても、教員にとっても、基本的には自主的な活動であるということが定められております。ところが、生徒、さらには教員も部活動への加入が強制されている場合が少なくないとのこと。とりわけ中学校教員に対しては、部活動



指導を強制する学校の割合が全国で9割に達しているという報告も聞いておりますけれども、我が大町ひじり学園の中で、先生方のほうから少子化によるクラブ活動の縮小というか、分類を分けてはどうかというふうな意見も出てきたということは、非常にそういうふうに向きあひな話し合いができていく土壌づくりであるというふうには私は受けとめてうれしく思っておりますけれども、今の中学校の先生方全員が部活動の担当というか、顧問をなされている状況なのか。よろしくお願ひします。

○議長（永尾光次君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

中学校の教諭全て部活動の顧問、副顧問という立場にあります。1つのクラブに対して複数の教員を当てて対応しております。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

やはり私自身も学生ときはクラブ活動してきておりましたが、もちろん土曜日、日曜日に休みはありません。顧問の先生方も、そのときは何とも思っておりませんでしたけれども、当たり前のように顧問の先生方も来られていましたけれども、顧問の先生方も家に帰れば夫であり、また父親であるのかなと思います。そんな中で土曜日、日曜日の、まず強制なのかどうかわかりませんが、土曜、日曜日、また平日の、一般企業におきましては5時半までの勤務体制の中で、やはりそういうふうに向きあひをしていくとなってくると、遅くなってくるんじゃないかと思ひますがけれども、そういったふうな補償というのがわかりましたらよろしくお願ひいたします。

○議長（永尾光次君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

部活動に関して超過勤務の手当は、教員にはございません。ただし、週休日の部活動については教員特殊業務手当という形で、練習試合をした場合には2時間以上3時間59分までを1,500円、4時間以上の業務で3千円という手当が県のほうから支給をされています。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

ありがとうございます。

実は今回、業務負担軽減ということを出させていただいた経過というのが、私の知り合いに教員を、それは熊本県ではありますが、熊本県の小学校の教員です。義母の法要の際に、その奥さんと子供さんだけは早目に来て、学校の教職である御主人が午後からばたばたで来たという経過がありまして、何しよったねとお酒を飲みながら話しよったら、どうしてもきょう女子バレーの顧問をせんばいかんやったけん、かわりの先生がいらっしやらなかったんでというふうな感じ何とかって、そのときにやっぱりざっとなかろうなということ考えたんですけれども、そういうふうな、今の大町ひじり学園としてもプロジェクトというか、立ち上げたということなんですけれども、疲弊した中での教育が生徒に悪影響を与えているという事実はないでしょうか。

○議長（永尾光次君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

大町ひじり学園では、教職員の多忙化が要因で学校教育に悪影響が出ている事案は確認しておりません。ただ、教員が元気でなければ子供たちも元気にならないと思いますので、教育委員会事務局としては今後も、教職員の勤務実態、それから衛生管理について、これまでに以上に注視をしてケアに努めてまいりたいと思います。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

ありがとうございます。

今の答弁に似ておりますけど、ちょっと私も書いておりました。そういったことで、教職員の体調管理においてお聞きしますけれども、体調不良による休職、もしくは退職までに至った経過、特に精神的にとかというふうなケースは大町町のほうではなかったか。あったら、お話しできる部分で結構ですので、よろしく願いいたします。

○議長（永尾光次君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

現在、大町ひじり学園で病休で休みをいただいている教員が1名おります。そこについては代替教員を常勤で講師を任用して対応しているところです。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

その内容は聞きませんが、その方のフォローのほうをまたよろしく願いしていきたいと思います。

ことしの1月に文科省が全国の教育委員会に部活動の休養日を適切に設けるよう求める通知を出したというふうに聞いておりますけれども、大町ひじり学園ではどのようにその通知に対して打開策のほうを考えてあるのか、ありましたらお答えをお願いします。

○議長（永尾光次君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

大町ひじり学園では、1週間に1回の休養日を必ず設定するというのを内規として定めております。土日が望ましいという形で付しております。また、部活動下校完了時間を毎日、週によって変更して設定をしているところです。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

ありがとうございました。教育長がしっかりその辺見てもらっているというふうに私は感じておりますので、これからもしっかりお願いいたします。

そこで教育委員会のほうもサポートしていただき、やはり大町ひじり学園が今以上の学園のほうになっていただければと考えております。

最後になりますけれども、繰り返しになりますが、教育はその町を豊かにします。大町っ子の成長がそのまま大町の展望、いや、存亡にも大きくかかわっていくのではと考えております。成長に寄与される教職員の役割は想像以上ではないかと思っておりますので、その点も踏まえて、教育委員会、教育長の頑張りのほうに期待して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（永尾光次君）

中山雄次郎議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。議会は10時45分から再開いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（永尾光次君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

6 番内野議員。

○6 番（内野強美君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

6 番内野。3 点ほど質問いたします。

まず、1 点目は土砂災害危険箇所について、2 点目は町内区長土木及び道路要望箇所について、3 点目は住民の移籍及び手数料新規導入についてお伺いします。

まず1 点目でございますが、土砂災害危険箇所について質問いたします。

九州の北部及び関東地方を、豪雨を含む8月の台風5号は、竜巻を発生させながら、北陸から日本海のほうに抜けたわけでございます。9日には温帯低気圧に変わり、これが国では局地激甚災害として指定されました。都道府県には道路や橋梁、農地、また道路などの被害が発生したわけでございます。

本町での美しい故郷、また景観などを残すためにも、9月において台風または地震などの対策に備え、土砂災害対策の施設設備など、土石流、溪流、急傾斜地、また崩壊危険など、地すべり危険、崖崩れなど危険箇所の対策について質問いたします。

まず、1 つ目は土石流及び溪流危険対策についてお伺いいたします。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

土石流及び溪流危険対策についてということで、危険箇所についての御質問ですけれども、現在、大町町が土石流溪流危険箇所と指定を受けているのが15カ所あります。これは砂防法により国が指定をし、その対策工事は県が実施することと規定をされております。県内には

土石流、急傾斜、地すべり等、約9,500カ所の危険区域があります。順次、対策工事を進めておりますが、膨大な時間と費用が必要であり、対策が進んでいないのが現状です。

その中で、大町町は2カ所の対策がされております。引き続き、対策の実施について県に働きかけをしていきたいと考えております。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

一応、急傾斜の問題と崩壊危険、また勾配等の問題、この危険箇所について、言うならば何度ぐらいからこういうのを指定されるわけですかね。私は大体30度かなと思っておりますけれども、そのことについてお伺いします。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

急傾斜地崩壊危険箇所については、勾配、傾斜度は30度以上ということになっております。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

30度について、大町の箇所、場所ですね、わかればお願いしたいんですが。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

この急傾斜地崩壊危険箇所については、町内52カ所、指定を受けておりまして、そのうちに要対策箇所というところ、対策が必要であるというところが16カ所であります。そのうち対策済み箇所が5カ所ということでございます。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

地すべり、山等なんかは地すべりが起こるわけですがけれども、その地すべりについて何か所ぐらい大町はあるんでしょうかね。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

地すべり危険箇所については、大町町では2カ所が指定をされております。その中で1カ所が対策済みということでございます。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

この場所はわかりますか、2カ所は。そこまでわからんですかね。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

1カ所が畑田の正善寺裏の、お寺の裏付近になります。そこは対策が施されておりますけれども、もう一カ所が神山ですね。神山の上部、北部のほうになります。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

地すべりとか、危険箇所、崖崩れとか、これ大体地すべりする距離と申し上げていいですかね、あれは5メートルになつとるんじゃないかと思うんですけれども、その点について、地すべりは2点ほどあるようなことと考えていいんですかね。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今、5メートルと言われた部分については、どういうことかこちらのほうからお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

5メートルで、わかるごと5メートルですたいね。これから滑ったときの5メートル以上

なからんば、地すべりと言わんと思うわけですよ。その点が、今、私が言うたのが2カ所の  
ことでしょうかと聞いとるわけですよ。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今言われているのは、地すべりの規定ということでしょうかね。規定については、当然5  
メートル以上ということになると思います。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

続いて、2項目に移りたいと思いますが、急傾斜等の崩壊、そういうような危険性のある  
箇所について、今のお答えと、また、3点目の地すべり問題を含めてお願いに伺ったわけ  
ですが、その点について、2点、3点の項目の中でまとめまして、この質問を再度いたします  
けれども、この問題で住民に及ぼす災害、土砂及び地震、災害の補償などについて伺うわけ  
ですけれども、この問題について、ある住民の家屋が一部損壊した、そういうふうなときに  
行政としては、こういう訴訟、またはいろんな救済についての問題はどのようにされますか  
ね。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

自然災害によって被害が発生した場合の公的な補償というものは、ありませんけれども、  
自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた方に対しては、都道府県が被災者生活再建支  
援金を支給する支援制度があります。それから、当町でも災害罹災者に対する見舞金、それ  
から災害弔慰金の支給を実施しております。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

先ほども言われたことだと思いますが、また、諸石議員の一般質問の中でも言われたと思  
いますので、それをお伺いするわけですが、大町町の危険箇所、これはある程度国の

指導のもとで行っているということを私、耳にしたんですけれども、この点について、大町町として災害の問題に、県の指導じゃなくて大町の指導に対してどのようにお考えなのか。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

町内に土砂災害危険箇所というのは数多くあると認識はしております。ただ、これを対策するというのは、全ての箇所に対策を施すというのはかなり財源的にも厳しいかと思えます。そういう中で、国、県が調査をして、そこでこれは要対策という箇所については県の工事により対策を実施していきたいというふうに思っております。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

1点目は終わりますので、一応今度は2点目のほうに入りたいと思います。

区長さんの土木及び道路要望箇所についてお伺いいたします。

各区長さんから危険箇所、また要望書について、住民は生活を維持するために、日常生活ができるように区長様にお願いし、環境、道路、河川要望書などを行政に対してお願いしてまいりました。行政は、行政の都合でなかなかその要望書を後回しにして、施工については何年先かというようなことで、経過しながら要望書はもう忘れ去られたような感じがするわけです。

そこで、ふるさと納税が現在、約1億円あると思うわけですが、本町でふるさと納税が1億円あるものですから、本町に役立ててくれということで寄附されていると思うわけですよ。その中の一部をこういう土木の要望書、道路とかに振り分けながら、この町単が少ないものですから、なかなか予算ができないということでございますので、この問題のふるさと納税の金額をですね、寄附された方は大町町にそういうあれで寄附してもらっておるわけですよ。

そこで、私がお願いをするところは、その寄附金の中からでもできるだけ土木要望書をお願いしていきたいと思えます。そのことについてお伺いいたします。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）



要望箇所を忘れたわけではありません、これは記録にちゃんと残って皆さん方にもお示しをしているところでございます。昨年、土木調査の申請がありましたけれども、そこを現地を確認し、限られた予算ではございますけれども、順次対応をさせていただいております。その順序につきましては、緊急性、公共性が高いものからということで考えております。

それと、今、ふるさと納税のほうを回してというお話でしたけれども、ふるさと納税は何にでも使えるわけではなく、目的があつて寄附をされております。子育て支援とか、教育、美しい景観、そのほかに町長お任せコースというのがあります。この町長お任せコースで対応できるような箇所数ではありません。後ほど答弁の中に出てくるかも知れませんが、現在、141カ所の要望箇所がありますので、どうしてもふるさと納税でも賄えない数だというふうに思いますので、これは順次予算の中で対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

1項目ですが、土木及び道路について、総務管理の要望について、いろいろ総務課にはあると思います。何十というような。そのことについて総務課のほうにちょっと伺うわけですが、この問題について、例を言うなら、カーブミラーとか、また防犯灯とか、こういうものは総務課のほうでお仕事をされると思います。その点について、この問題を幾つでもあると思うんですけど、例えば、区長から要望所が出たとき、そういうふうな対応をされるときに、これはなかなか日時がかかるかと思うんですが、これについて申請されたときからどれくらい、何カ月ぐらいにそういうものが施工されるのか、それを1つお伺いしたいと思います。

○議長（永尾光次君）

坂井総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

今の御質問、総務費ということで御質問いただきましたが、確かに2款7項のほうで交通安全対策ということで、総務費にのっておりますが、執行につきましては農林建設課ですので、そちらのほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（永尾光次君）

森農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えします。

昨年12年ぶりに土木調査を実施しました。その中で、先ほど町長の答弁にもありました141カ所、その中でカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設等、また防犯灯関係も数多く申請がされております。限られた予算の中で順次対応しているところです。

以上です。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

続いて、2項、3項目を同じようなことですので、2項については道路整備などについても伺います。それと3項目は、道路橋梁維持の管理、このようなところはどのような管理をされているのか、お願いしたいと思います。

○議長（永尾光次君）

森農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えします。

道路整備についてですけど、全面舗装等の大規模改修、改良等につきましては、補助事業等を活用して実施しております。また、町単でできるものにつきましては、先ほど言いましたように緊急性や公平性、公共性の高い順に予算の範囲内で整理しております。

また、道路橋梁につきましては、5年ごとに点検が義務化されております。その点検結果に基づいて補強や補修を実施し、施設の長寿命化を図っているところです。

以上です。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

そこで、土木調査が27年度、また28年度についてあったわけですが、そのときに申請するわけですが、その1年、2年間で29年度になるんですけれども、この申請について、27年度、28年度の再度、29年度に要望書というものがするものか、また、これが27年

度、28年度の要望書が現在も生きているのか、その点についてお伺いします。

○議長（永尾光次君）

森農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えします。

先ほど土木調査、27年度、28年度と議員おっしゃいましたけれども、土木調査は28年度の5月に実施しております。その申請の中で、なかった部分につきましては随時、区長さんから申請を受けて、突発的に発生した場所、緊急的な対応が必要な箇所、危険度が増した箇所について区長さんから報告を受けまして、再度——再度というか、現地を調査しまして判断をすることとしております。再度の申請は必要ありません。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

いろいろ行政のほうもあろうと思うわけですが、一応住民は、一日でも早くそういうふうな日常生活ができるように、適切な施工ができるように、施行ができるようにお願いしながら、2点の問題は終わりたいと思います。

続いて、3点目のほうに移りたいと思いますが、3点目でございますが、住民の移籍及び手数料新規導入についてお伺いいたします。

住民の皆様方は、申請の手続をして手数料について支払いますが、この手数料については数え切れないほどあると思います。そこで、戸籍謄本についてお伺いするわけですが、例えば、鹿児島県から大町町に戸籍を移すとき、移籍をするときに、行政のほうに役場に第三者、親族でもいいですけども、手続を、入籍するときは一応本人の確認がとれなくてはいけないと。例えば、自筆とか印鑑を求めて、これをどうしても本人でなければできないということでございますので、その点について、実際にそうだと思いますけれども、これについて行政にもう一度お伺いするわけです。この点についてどのようなことをされるのか、お願いしたいと思います。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

本人の申請ということですが、これは基本的に重要な書類であります。本人が窓口に来ていただいて、手続をしてもらうということが基本でございますけれども、その他の方法として、委任された代理人等に使者として来ていただく方法、それから郵送で提出していただく方法などがあります。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

そのとき、本人が病気または施設等に入って来られない場合があるわけですね。このときの対策はどうされますかね。

○議長（永尾光次君）

西森町民課長。

○町民課長（西森明広君）

お答えします。

今ほど町長のほうからもお答えがございましたように、方法といたしましては、委任された方を代理人として、その方に使者として来ていただく方法、またもう一つは、郵送で書類を提出していただく方法がございます。今うちとしてはその2つで対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

代理人ではこれはいけないということと思うわけですよ。それと同時に、これを郵送した場合なんかも誰の自筆かもわからないわけですが、これでよいのですかね。もう一度、再度聞きます。

○議長（永尾光次君）

西森町民課長。

○町民課長（西森明広君）

基本的に、うちのほうに、例えば郵送で提出していただくとなれば、提出していただく時点で正規の書類となります。うちといたしましては、そちらに、例えば免許証のコピーとか

身分を証明するものも——済みません、言葉少なで、も一緒に提出をしていただくので、その時点で正式な書類として、うちのほうとしては受け付けるようになります。

以上です。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

私が伺っとるのは、普通の手数料の問題じゃないんですけれども、戸籍の問題を自分でこれは提出しなければいけないとでしょう。また、そこでその場で自筆で書かないかんということだと私は思うわけですよ。こういうものが代理等、また郵送について、できないと思うわけですよ。だから、私はもう一度、再度伺うけれども、代理人とか郵送について、戸籍についてはどうですかと聞いとるわけですよ。

○議長（永尾光次君）

西森町民課長。

○町民課長（西森明広君）

お答えします。

戸籍法の中で、今申し上げました2つの方法はできるというふうになっておりますので、先ほどのようにお答えをしました。

以上です。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

もう少しよく見てもらいたいと思うんですけれども、私の記憶では、例えば、今言う熊本県から大町町の役所に戸籍の転出を出すんですけれども、そのときは、ある大町町の方について、どうしても自筆で書かないかんということで、これがまかり通らんということで受理されなかったわけですよ、実際にですね。だから、今ちょっと質問しとるわけですけど、もしこれが自筆または実印、捺印を押して来られない場合、例えば、病気とか施設におって役場まで来られない、そのとき入所するときにはこの問題で私はちょっと話をさせていただきたいと思うんですけれども、この場合について、私が思うには、もしそういうことができなかった場合は、私は役場のほうから出前で出張され、また自宅へ出張されて、それを確認す

るというようなことを私はここで申し上げたいわけですよ。ところが、今の答弁で、代理人とか郵送はいいということでございますので、別にこの問題は生じないと思うわけですが、もう一度よく、私も把握をしたいと思いますけれども、行政のほうも把握されて、またお願いをしたいと。きょうのところはそういうぐあいで、この移籍については終わります。

続いて、2項目の問題で、住民の手数料の新規導入についてでございますが、この新規というのは、手数料はいろいろ今述べたごと何十という種類がありますが、ただ、これについて手数料というものは私が記憶、勉強不足かも知りませんが、一応私の記憶では、この問題が婚姻問題、また転出、転入の問題ですか、この問題が手数料というものはないと思うわけですよ、私の記憶では。その点についてどうでしょうか。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

手数料については、住民票の写しとか、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明、身分証明を地方自治法第228条の規定に基づいて、条例で額を定めるとなっておりますので、それについては本町は200円としております。

転入、転出についてですけれども、これは地方公共団体の事務で、特定の者のためにする事務については手数料を徴収することができるとなっておりますけれども、行政上必要なものにする事務については手数料を徴収できないというふうになっております。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

転入、転出については、法律では認めていない、国も認めていないと私は思うわけですよ。そこで、私が提案するのは、これを条例を改革しながら、大町の条例では適用できると思うわけですけれども、その点についてどのようなお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

先ほども申し上げましたけれども、転入、転出については、町の人口移動を把握するための事務であることから、手数料は徴収できないというふうに理解をしております。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

私はできないということはわかっておるわけですね。だからこれを、大町の条例というものが大町町でできるものですよ、これは。何事にしても、法律に触れない場合は。そのことを私は申し上げているわけですが、深く入っていくいろいろありますので、だから、この条例を改革の中に1つ入れてどうかと言っている、それは検討するということがあれば私はそれでよかと思うわけですよ。ただ、ないない、できないということであれば、やっぱりこういう問題を私は言わないかと思ったものですから、再度その答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永尾光次君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

私の解釈では、できないというふうに考えております。この補完を、全般に対する課税と有料化、手数料の増額等は、現在のところ考えておりません。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

住民に対すれば、こういう手数料を取るということは、私も引けるところでございますけれども、やっぱりそれはそれなりに一言述べながら、行政の考えを伺ったわけでございます。

一応私の質問についてはこれで終わりたいと思います。

終わります。

○議長（永尾光次君）

内野議員の質問をこれで終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。議事進行についての御協力、まことにありがとうございました。どうもお疲れさまでした。

午前11時20分 散会